

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和元年6月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フタバヤ長浜店 長浜市八幡中山町1141番地の1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社フタバヤ 長浜市八幡中山町1141番地の1 代表取締役 森克幸
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 8時から15時まで
 - (2) 変更後 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 4 変更年月日 令和元年8月1日
- 5 変更の理由 搬入計画変更のため
- 6 届出年月日 令和元年5月20日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - (2) 縦覧期間 令和元年6月18日から令和元年10月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和元年10月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号